

被扶養者認定基準

大東建託健康保険組合

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法第1条第2項の規定による被扶養者の認定について具体的事項を定めることを目的とする。

(認定者)

第2条 被扶養者の認定は、被保険者からの申請により、常務理事がこれを行う。ただし、必要があるときは理事長が行う。

(被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者の範囲は主として被保険者により生計を維持される者で次のとおりとする。

1. 被保険者と同一の世帯に属することを要件としない次の者。
 - (1) 直系尊属（養父母を含む）
 - (2) 配偶者（内縁を含む）
 - (3) 子（養子を含む）
 - (4) 孫
 - (5) 兄弟姉妹
2. 被保険者と同一の世帯に属することを要件とする次の者。
 - (1) 被保険者の三親等内の血族またはその配偶者、或いは配偶者の三親等内の血族。
 - (2) 内縁の配偶者の父母及び子。
 - (3) 内縁の配偶者の死後、引き続き住居家計を同じくしているその父母及び子。

(認定の基準)

第4条 被扶養者の認定の基準は次のとおりとする。

1. 「主として被保険者により生計を維持される者」とは常態として継続して、その生計費の半分以上を被保険者が負担していなければ被扶養者となるべき生計維持関係はないものとみなす。
2. 「同一世帯に属する」とは住居及び家計を共にする者であり、住居を共にするとは、常態として継続的に同一家屋内において生活していることをいい、家計とは一家の生計を維持するために行われる家庭経済の単位をいう。

(収入の定義)

第5条 収入の定義について、次のとおりとする。

1. 収入とは、原則として今後1年間に見込まれる年間収入であって、次に示すような全ての額を合算したものをいう。
 - (1) 勤労収入（通勤交通費等の非課税収入および賞与を含む）
 - (2) 各種年金・恩給収入
 - (3) 事業収入（自営業・農業・漁業・商業・工業、保険外交等自由業等に基づく収入）
 - (4) 不動産収入（土地・家屋・駐車場等の賃貸収入）
 - (5) 利子収入（預貯金・有価証券利子等）
 - (6) 投資・配当収入（株式配当金等）
 - (7) 雑収入（原稿料・印税・講演料等）
 - (8) 雇用保険給付金（失業給付・傷病手当等の休業補償）
 - (9) 健康保険給付金（傷病手当・出産手当等の休業補償）
 - (10) 被保険者以外からの仕送り（生計費・養育費等）
 - (11) その他継続性のある収入

2. 自営業者の収入および被扶養者の認定基準について、次のとおりとする。
 - (1) 直近の確定申告書・収支内訳書より、売上収入から原価および経費を差し引いた残りの収入額が、扶養要件を満たしているか否かで判断する。
 - (2) 経費については税法上と異なり、減価償却費・接待交際費・旅費交通費等、先行投資・設備投資的な内容および青色申告等の基礎控除は差し引かず、必要最小限にて判断する。
 - (3) 人件費等の給料賃金を支払っている、または従業員を雇用している自営業者については、収入金額にかかわらず被扶養者認定を行わない。

(収入の許容基準)

第6条 被扶養者の認定を受ける場合は、被保険者の年間収入の2分の1未満であり、且つ認定日より先、1年間の収入見込額が次の基準にあることを要する。

1. 60歳以上、または障害厚生年金に該当する程度の障害者は、年齢にかかわらず180万円未満。
2. 60歳未満の者は130万円未満。
※短期間（1年未満）の有期雇用等で勤労収入が有る場合、1年間の収入見込額を次に示すよう月額に換算して判断する。
60歳以上または障害厚生年金に該当する程度の障害者：月額150,000円未満
60歳未満の者：月額108,334円未満
3. 別居者の被扶養者認定を行う場合は、被扶養者の年間収入が上記1. 2の基準内であり、被保険者からの送金額よりも少ない場合、且つ、次の要件を満たす場合に認定する。

- (1) 送金事実の確認として、直近3ヶ月分の金融機関振込明細書・現金書留送金票等の確証提出を必要とする。
 - (2) 1ヶ月あたり、被扶養者人数1人の場合60,000円以上、2人の場合90,000円以上の送金額を必要とし、以下、1人増える毎に30,000円以上の送金額を必要とする。
4. 組合は認定対象者または被扶養者の収入を可能な限り正確に把握し、公正な認定処理を行うため、必要に応じて被保険者に対し認定対象者または被扶養者の収入状況を証明する書類等の提出を求めることができる。また、組合から書類等の提出の指示を受けた被保険者は、認定対象者または被扶養者と協力して、速やかに必要とする書類等を提出しなければならない。

(被扶養者の帰属)

- 第7条
1. 同一家族内に扶養能力のある者が2人以上ある場合には先順位による扶養義務収入の多寡、家族内の地位等によって家計の主体となる者を判定し、原則としてその者に被扶養者を集中させる。
 2. 夫婦共同扶養の場合は、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とする。
 3. 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

(扶養に関する事実の立証義務)

- 第8条 被保険者は認定を受けようとする家族が被扶養者の要件に該当することを文書をもって立証しなければならない。
- (1) 被保険者との親族関係（続柄）
 - (2) 生計維持の関係
 - (3) 第3条第2項該当者については同居の関係

(誓約書の提出)

- 第9条 届出遅延によって生じた過誤給付についての弁済責任を明らかにする誓約書を提出させるものとする。

(届出の遅滞)

- 第10条
1. 被扶養者の住所もしくは氏名変更の場合、または就職、婚姻、離婚、死亡、卒業等で扶養事実消滅の場合は、被保険者は遅滞なく被扶養者（異動）届を提出しなければならない。
 2. 届出を怠ったために生じた異動後の給付は、被保険者が負担しなければならない。

(故意の申請)

第11条 被扶養者が事実に相違した申請をなし、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者の資格を取り消し、既に支給した給付があったときは、その全部または一部を徴収する。

(再審査)

第12条 被扶養者の認定に不服のある者は再審査を請求することができる。再審査の請求があったときは、理事会において審議裁定する。

(認定の効力・認定日)

第13条 1. 認定の効力は認定のあった日より発生する。
2. 認定のあった日とは、健康保険組合で被扶養者（異動）届が受理された日とする。

(認定日の遡及)

第14条 前条の規定にかかわらず、出生はその事実の発生した日に遡及して認定する。また、婚姻・退職等による扶養の異動で、その事実発生日が確認できる書類の添付がある場合には、1ヶ月を限度として事実発生日に遡って認定する。ただし、やむを得ない理由により届出が遅延したと認められる場合にはその限りではない。
前述以外の認定日については、健康保険組合で届出が受理された日とする。

附 則

平成13年	4月	1日	制定
平成21年	4月	1日	改定
平成24年	10月	1日	改定
平成28年	10月	1日	改定